

自治労  
団体生命共済

# 入院・通院・手術にかかる 給付確認チェックシート

多くの組合員にご愛顧いただいております自治労団生は、きめ細かな保障を家計に優しい掛金で、組合員と  
そのご家族の生活を幅広くサポートしています。1年更新なのでライフステージにあわせて、毎年保障の内容  
を見直すことができ、また充実した保障内容となっています。いま一度、下記の給付確認チェックシートをご  
覧いただき、給付漏れが無いかがご確認ください。なお給付の請求期間は、支払事由の発生した日の翌日から  
3年間です。給付書類は市職共済サービスセンターまでご依頼ください。



おけがですか? ご病気ですか?

おけがの場合

ご病気の場合

入院は?

入院は?

した

していない

した

していない

**Point** 入院は初日から給付対象です。  
通院給付は入院日数によって  
給付限度日数が変わります。

ケガで入院した場合、事故発生日を含めて  
180日以内に開始した1回の入院に対し、初  
日から180日分を限度に「**傷害入院給付金**」  
をお支払します。

「**傷害入院給付金**」が支払われる場合、事故  
発生日を含めて入院開始前の前日までの通院、  
および退院日の翌日から180日の間の通院に  
対して、それぞれ「**入院前事故通院共済金**」「**退  
院後事故通院共済金**」をお支払します。支払  
日数の限度は次の通り。

- 1回の入院が連続して5日以上るとき  
入院前と退院後の通院を通算して、初日か  
ら60日分を限度
- 1回の入院日数が連続して4日以下のとき  
入院前と退院後の通院を通算して、初日か  
ら30日分を限度 (日帰り入院を含む)。

**Point** ケガの場合、通院のみ  
でも5日以上通院して  
いれば給付対象です。

ケガで入院を伴わない通院  
は、事故発生日から180日以  
内に5日以上通院をした場  
合、「**通院共済金**」の支払対象  
となります。1回の事故の支払  
日数は、事故発生日から180  
日以内の期間の通院について、  
初日から30日分が限度です。

なお、5日未満の通院は支  
払対象外ですが、手足の指や  
鼻・顎・歯牙以外の骨折で、  
固定具をした場合は、固定具  
をはめている期間を「通院」  
とみなす場合があります。詳  
しくは共済サービスセンター  
にお問い合わせください。

**Point** 入院は初日から給付対象です。連続5日以上入院  
された場合は、退院後の通院も給付対象です。

病気で入院した場合、疾病の治療を目的とした1回の入院  
に対し、初日から180日分を限度に「**病気入院給付金**」を  
お支払します。

なお、悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳  
血管疾患の成人病の治療による入院の場合は、5日目から  
360日分を限度に「**成人病入院共済金**」をお支払します  
(5日目から180日目までは「**病気入院共済金**」に加算して  
お支払します)。

「**病気入院給付金**」が支払われる入院が連続して5日以上  
となったとき、退院後の翌日から180日の間の通院に対して、  
1回の入院について初日から60日分を限度に「**退院後病気  
通院共済金**」をお支払します。

**Point** 病気の場合、通院のみは給付対象外です。



手術を  
された場合

対象の手術がお支払対象の手術であれば、定められた倍率に応  
じて「**手術共済金**」をお支払します。入院の可否は問いません。  
入院を伴わない日帰り手術を受けた場合は、診断書を医療機関  
に依頼する前に、「手術名」と「手術コード」(アルファベットのKから始まる5桁  
の数字)を病院で確認し、市職共済サービスセンターまでお問い合わせください。

詳しくは、「**じちろうセット共済**」パンフレットをご覧ください。

3月1日発効で団体生命共済のスポット募集を予定  
しています。詳細は共済サービスセンターまで。

ご不明な点があれば、  
**市職共済サービスセンター** にお問い合わせ下さい。  
フリーダイヤル **0120-079-431** (平日AM9:30~PM7:00)

## 市職退職者セミナー 最終回のご案内

2018年3月末退職者を対象に、市職退職者セミナーを開催しております。  
セミナーでは、充実したセカンドライフを送るための社会保険労務士による年金や資産  
運用の講演、共済サービスセンターから退職後の共済についての説明、さらにご希望の  
方にはファイナンシャルプランナー等による個別相談会を行います。1月開催のセミナー  
が今年度の最終回となります。未受講の方はご参加いただけますようお願いいたします。

- 1日 時 2018年1月18日(木) 受付開始午前8時45分 9時15分開会
- 2場 所 ヴィアーレ大阪ホール (4階)
- 3日 程 午前【I】 退職後の経済生活設計、各種共済・労金・市職退職者会の説明会  
午後【II】 生活保障設計個別相談会 (希望者のみ)  
【III】 長期共済加入者の退職後共済への移行説明会 (※長期共済加入者のみ)

お申し込みは、市職共済サービスセンターまでご連絡ください。 **0120-079-431** 平日9:30~19:00 (但し13:30~14:00は昼休み)

## 自治労共済 年末・年始緊急連絡先

携帯電話からでもつながります

### 自動車事故の受付

自動車共済 ☎ 0120-810-625  
マイカー共済 ☎ 0120-088-924  
銚子-サ-ビス ☎ 0120-889-376

24時間  
対応  
全国共通

### 火災共済の罹災報告

全労済 住宅損害受付センター  
☎ 0120-131-459

24時間  
対応